

## 貸借取引貸株等超過銘柄に対する取扱い

大阪証券金融株式会社

貸借取引貸出規程第12条および第23条の規定に基づき、貸株等超過となった銘柄に対する取扱いを次のように定める。

(超過株数の発表)

- 1 当社は、貸借申込みにより、貸株残高株数が融資残高株数を超過した銘柄については、申込日の翌営業日の午前8時30分までに、その超過株数を発表する。

(追加申込みの受け付け)

- 2 当社は、前項の銘柄について、申込日の翌営業日の午前8時30分から午前9時30分まで、借株返済の追加申込み(借株申込みの取消しを含む。以下同じ。)および融資の追加申込み(融資返済申込みの取消しを含む。以下同じ。)を受け付ける。

(品貸申込みの受け付け)

- 3 当社は、第1項の銘柄について、申込日の翌営業日の午前8時30分から午前10時まで品貸申込みを受け付ける。ただし、貸借取引の円滑な運営のため当社が不適当と認める品貸申込みについては、これに応じないことができる(第9項による品貸申込みについても同様とする。)

(申込みの方法)

- 4 第2項の追加申込みおよび前項の品貸申込みは、所定の書面によることとし、貸借取引参加者が非清算参加者の委託を受けてその計算により当該申込みに基づく取引を行おうとする場合は、当該非清算参加者が当該貸借取引参加者を代理して行うものとする。

(申込品貸料)

- 5 品貸申込みについては、1株50円(売買単位(株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)が定める売買単位をいう。以下同じ。))が1株以外の銘柄については、売買単位で除して得た額とし、その額が50銭を下回る場合は50銭とする。以下同じ。)以下の品貸料により受け付けるものとする。ただし、貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄または貸借取引の申込制限措置もしくは申込停止措置を実施している銘柄の品貸申込みについては、1株5円以上(売買単位が1株以外の銘柄については、売買単位で除して得た額とし、その額が5銭を下回る場合は5銭とする。)の品貸料により受け付けるものとする。

(品貸料の単位)

- 6 品貸料は1株に対するものとし、その単位は5円(売買単位が1株以外の銘柄については、売買単位で除して得た額とし、その額が5銭を下回る場合は5銭とする。)とする。

(申込みの充当順序)

- 7 追加申込みおよび品貸申込みの貸株超過株数への充当順序は、次のとおりとする。
  - (1) 借株返済の追加申込みおよび融資の追加申込み。ただし、申込受付時間の早いものから充当する。
  - (2) 品貸申込み。ただし、品貸料の低率のものから充当し、同率のものについては申込受付時間の早いものから充当し、同時間のものについては当該申込株数に応じた按分により(按分することができない場合は抽選により)、充当順序を決定する。この場合において、午前9時30分までに受け付けた品貸申込みについては、すべて午前9時30分にその申込みを受け付けたものとみなす。

(品貸料)

- 8 前項までの品貸申込みにより必要株数(追加申込み充当後の貸株超過株数をいう。以下同じ。)が調達できた場合は、その申込みに付せられた品貸料のうち最も高い料率をもって、当該銘柄にかかる品貸料とする。

(品貸申込みの延長等)

9 前項によっても必要株数が調達できない場合は、品貸申込みの受付時限を午前10時30分まで延長し、1株50円超別表に定める最高料率以下の品貸料により受け付けるものとする。本項までの品貸申込みにより必要株数が調達できた場合は、その申込みに付せられた品貸料のうち最も高い料率をもって、当該銘柄にかかる品貸料とする。

(申込みによらない株券調達)

10 前項の措置によっても必要株数が調達できない場合および前各項の方法によらないで必要株数の一部または全部を調達することが適当と認める場合には、別表の最高料率をもって、当該銘柄にかかる品貸料とする。この場合、当社は、必要株数に不足する株数について、取引所と緊密な連携を保ち、任意の取引先との個別交渉など他の方法によって株券を調達する。

(借株申込み等の延期措置)

11 以上の措置によってもなお株券が調達できない場合は、当社は、借株申込みおよび融資の返済申込みをそれぞれ延期させることができる。

(品貸料の決定)

12 前各項により決定した品貸料をもって、当該銘柄にかかる貸借取引貸出規程第23条に規定する品貸料とする。ただし、前2項による場合は、取引所と協議の上、別に品貸料を決定することができる。

(株券以外の有価証券に関する読替え)

13 貸株等超過銘柄が株券以外の有価証券である場合については、前各項（別表を含む。）の規定中、株券について使われている用語を、当該有価証券の種類に応じて読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、平成22年8月10日から実施する。

別表（第9項、第10項関係）

投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5万円以下	5万円超
投資単位に対する品貸料の上限	100円以下	100円に投資単位5万円から計算して5万円以下を増すごとに100円を加算した額
<p>1 上記区分の投資単位に対する品貸料の上限を売買単位で除した料率を1株あたりの品貸料の上限（以下「最高料率」という。）とし、最高料率が1円以下の場合は1円50銭とし、1円を超える場合は円単位に切り上げる。</p> <p>2 次に定める銘柄の貸借申込み分にかかる最高料率については、(1)～(4)の各区分に定める料率とする。ただし、(1)または(2)に該当し、かつ(3)または(4)に該当する場合は、(1)または(2)の該当する料率の2倍とする。</p> <p>(1) 取引所において配当落もしくは権利落とする期日が定められた銘柄、または株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）が株式等振替制度において取り扱う振替株式等について、社債、株式等の振替に関する法律に基づく総株主通知が行われる銘柄（以下、本号において配当落もしくは権利落とする期日または総株主通知にかかる株主を確定するための日の2営業日前の日を「期日」という。）</p> <p>① 期日の6営業日前から2営業日前までの貸借申込み分 上記1により定まる最高料率（以下「上記1の最高料率」という。）の2倍</p> <p>② 期日の前営業日の貸借申込み分 上記1の最高料率の4倍</p> <p>(2) 保振機構が外国株券等保管振替決済制度において取り扱う外国株券等について、保振機構の「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」に基づく外国株券等実質株主の通知が行われる銘柄（上記(1)に該当する場合を除く。）については、当該外国株券等実質株主を確定するための期日（株主総会における議決権について外国株券等実質株主の議決権を代理行使するために保振機構が指定する日を含む。）の8営業日前から3営業日前までの貸借申込み分 上記1の最高料率の2倍</p> <p>(3) 貸株利用等に関する注意喚起通知を行った銘柄については、その通知日の翌営業日から取消し通知日までの貸借申込み分 上記1の最高料率の2倍</p> <p>(4) 貸借取引の申込制限措置または申込停止措置を実施した銘柄については、その実施日から解除日の前営業日までの貸借申込み分 上記1の最高料率の2倍</p> <p>3 株式市況の激変または急激な品不足状態の発生等により、異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として上記1の最高料率を4倍とし、また極めて異常な貸株超過状態が生じ、またはそのおそれがあると認められるときは、臨時措置として上記1の最高料率を10倍とする。</p>		